令和４年度　宇多津町移住促進・空き家改修補助制度

宇多津町では、本町への移住・定住を促進するため、空き家の改修工事及び家財道具の処分に係る経費の一部を補助します。

★補助対象者

①　空き家バンク物件所有者　又は

②　空き家バンク物件利用者で、この補助金の交付を申請した日において、補助対象物件の売買契約日又は賃貸契約日から１年を経過していない方（賃貸の場合は所有者の同意を得た場合に限る。）

・宇多津町の町税を滞納していない

・過去にこの補助金の交付を受けたことがない（同一世帯員を含む。）

・暴力団員等でない

・３親等内の親族間での空き家の売買又は賃貸借する場合は除きます。

★補助対象住宅

①　空き家バンクに登録されている空き家　又は

②　空き家バンクに登録されていた空き家であった住宅

※①②ともにアパート、マンション等は対象外です

・申請年度内（４月～翌年２月）に改修等の完了が見込まれる住宅

・現に空き家バンクに登録されている住宅は補助金交付後、空き家バンクに３年間登録可能なもの

・この補助金を過去に受けたことがない住宅

★補助事業の内容

・次に該当するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

①　空き家の改修工事（台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁など改修工事）

②　家財道具の処分

※　以下の事業は対象外となります。

・外構、車庫、倉庫等の改修工事

・住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事

・庭木の剪定及び除草等

・その他町長が不適当と認めた工事等

※　国、県、本町等の他の制度による補助金を受ける場合は、その補助金の対象経費を補助対象事業費から控除します。

★補助金額

・工事等に要する金額の２分の１を補助します（千円未満の端数切捨て）

①　空き家の改修工事　　限度額　１００万円（※）

②　家財道具の処分　　限度額　　１０万円（※）

※「宇多津町移住促進・空き家改修等補助金交付要綱」では、空き家の改修工事１件につき上限５０万円、家財道具の処分１件につき上限５万円ですが、この上限額に対応する額を超える場合は、「香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱」の規定に基づき、空き家の改修工事１件につき上限　１００万円、家財道具の処分１件につき上限１０万円となります。

・予算がなくなりしだい終了します。

補助要件の確認及び申請書類のご案内のため、事前のお問い合わせをお願いします。（下記連絡先）
事業内容や様式はホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

お問い合わせ　　宇多津町まちづくり課（町役場２階）
電話：０８７７－４９－８００９　　Ｅメール：machi@town.utazu.kagawa.jp

手続きのながれ

施工業者　　申請者　　宇多津町

①事前相談

補助の対象となるのかの確認、申請書類の案内などをします。書類に不備があると受付出来ませんので、ご予約の上、相談にお越し下さい。
予算に達ししだい受付を終了します。

②見積依頼
③見積提出

④交付申請

申請書を「まちづくり課」にお持ち下さい(郵送不可)
補助金交付申請書（様式第１号）及び添付書類を提出

- 申請者の住民票（コピー可）
- 申請者の町税納税証明書
- 補助対象物件の所有権が確認できる書類
  （所有者等が申請する場合）
- 売買基本契約書又は賃貸借契約書の写し
  （利用者が申請する場合）
- 補助対象事業費が確認できる書類の写し(内訳含む)
- 補助対象事業の予定内容の詳細が分かる書類の写し
- 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- その他町長が必要と認める書類

⑤交付決定通知 or 不交付決定通知

補助金交付決定通知書（様式第２号）にて通知

⑥発注

⑦事業変更(中止)申請

補助金変更等申請書（様式第３号）を提出

⑧事業変更(中止)承認通知

補助金交付決定変更等通知書（様式第４号）

⑨工事費の請求
⑩工事費の支払

⑪実績報告（～令和５年２月２８日）

補助金実績報告書（様式第５号）及び添付書類を提出

- 補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む）
- 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
- 補助対象事業実施箇所の着手前及び完成後の写真

※この他にも書類の提出をお願いすることがあります

⑫補助金額の確定通知

補助金確定通知書（様式第６号）にて通知

⑬補助金の請求

補助金交付請求書（様式第７号）により請求

⑭補助金の交付

※必要に応じて空き家の現況・工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

【ご注意ください】

偽りその他不正な行為があったとき、補助金の交付を受けた日から３年以内に補助対象物件の取壊しを行ったとき、補助対象物件を３年以内に自己都合により空き家バンクの登録から取り下げたとき、補助対象事業の遂行ができないときは、宇多津町移住促進・空き家改修等補助金交付要綱の規定に基づき、その全額または一部を返還していただくことがあります。